

障害福祉サービス（者） 手続きの流れ

① 申請書を出す



所要時間
10～15分

- もちもの
- ・ 障害者手帳
 - ※精神障害の方は、自立支援医療の受給者証か診断書でも可
 - ・ マイナンバーカード

障害福祉サービスを受けるための申請書を、地域福祉課に提出します。
申請書は地域福祉課の窓口、ウェブサイトにあります。

② 利用する相談支援事業所を決める



もしもし？
こういうサービスを使いたいのですが…

これからどのようなサービスを利用していくか、計画を立ててもらう相談支援事業所を決めます。
まずは相談支援事業所に電話してください。※①と②は、順番が前後する場合があります。

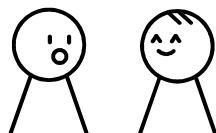
③ 区分認定の調査を受ける□ 受けない□

利用したいサービスの種類によっては、障害区分認定を受ける必要があります。
区分認定の担当者が、サービスを利用される方の普段の様子をお伺いします。



障害区分認定 調査日のお知らせ		所要時間 約1時間
とき	年 月 日 ()	
	時 分～	
ところ		
メモ		

④ 相談支援事業所で 面談を受ける



面談後、相談支援事業所が計画案を立てます。
※③と④は、順番が前後する場合があります。



市役所と相談支援事業所のやりとり



相談支援事業所



計画案の作成



地域福祉課



計画案の確認



地域福祉課



受給者証発行

相談支援事業所が作成した計画案の内容を、地域福祉課が確認します。
地域福祉課が「障害福祉サービス受給者証」を発行します。



⑤ 福祉サービスの受給者証を受け取る

障害福祉サービスを使う準備ができました。



⑥ 福祉サービスの利用開始

湖西市の相談支援事業所（参考）

あかり	アマル	とびら	アールワイ	おうちで暮らすサポート相談所
 鷺津 3538 ガーデンハイム 1 階A号	 鷺津 5311	 新居町浜名 1855-3	 鷺津 5273	 鷺津 3387
 053-575-0500	 053-523-9090	 053-594-5873	 053-571-5809	 080-3658-1137
特定非営利活動法人 クローバー	特定非営利活動法人 精神保健福祉会 さざなみ会	浜名学園組合	株式会社 R.Y	おうちで kaigo 企業組合

Q&A よくある質問

Q1 事業所と相談支援事業所は、何が違いますか？

事業所とは、サービスを提供するところです。事業所により提供しているサービスが異なるため、利用したいサービスを提供している事業所を選びます。

相談支援事業所とは、これからどのようなサービスを利用していか計画（プラン）を立てるところです。

事業所と相談支援事業所を、それぞれ決めていただく必要があります。

Q2 市外の事業所でも利用することはできますか？

市内の事業所に限らず、市外（県外）にある事業所でも利用できます。

Q3 複数の事業所を利用することはできますか？

支給日数の範囲内であれば、複数の事業所を利用することができます。

Q4 事業所が合わなかったら、事業所を変更することはできますか？

事業所、相談支援事業所ともに、変更が可能です。変更の際は、お手続きが必要です。

Q5 障害者手帳を持っていないと、サービスは利用できませんか？

身体障害の方、知的障害の方は、原則障害者手帳が必要です。

※ ただし、精神障害の方は自立支援医療の受給者証、もしくは診断書でも申請が可能です。

Q6 サービス利用開始まで、どのくらい時間がかかりますか？

申請されてからサービス利用開始まで、1ヶ月程度かかります。

Q7 サービスの利用に、どのくらい費用がかかりますか？

別紙利用者負担額一覧をご覧ください。